



(開会 午前10時00分)

事務局	<p>初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから令和2年第2回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。全員の出席でございます。それで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名をいたします。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づきまして、8番の岡委員と9番の是佐委員のご両名をお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項から行いたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号1番については、三田推進委員が関係する案件であり、番号2番も1番と関連案件で利用権の設定を受ける者が一緒のため、先に番号3番、4番、5番、6番を審議をいたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号3番、4番、5番、6番について、説明をさせていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は、2ページに総括表、3ページ、4ページに内訳、位置図は2ページから3ページになります。 初めに、番号3番、4番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明をさせていただきます。 農地の所在地は、玖島字下吉末、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の4,280平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の再設定を行うものでございます。 この2件の案件につきましては、農地中間管理事業に関するもので、期間満了に伴い、農地の出し手から農地中間管理機構が農地の借り受けの再設定を行うもので、来月の総会で農地の受け手に、貸し付け(転貸)の再設定を行う予定でございます。 次に、番号5番、6番は、利用権の設定を受ける者が一緒のた</p>

	<p>め、まとめて説明をさせていただきます。</p> <p>農地の所在地は、玖島字大沢、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の3, 292平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和12年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものでございます。</p> <p>本来は再設定を行うのですが、満了期間を経過していたため、新規扱いとなっております。</p> <p>いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番、4番、5番、6番について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。</p> <p>3番、4番は、推進委員の平尾委員、5番、6番は、岩木委員、お願いします。</p>
平尾推進委員	<p>推進員の平尾です。3番と4番についてご説明いたします。地図は、2ページです。</p> <p>1月17日に梶原委員、事務局の方2名、私の4名で現地へ行ってまいりました。場所は、玖島吉末、県道の橋の手前を川上方面へ向かって左へ少し入ったところです。ほ場整備田で、現在、中間管理機構を通して、法人が黒大豆と水稻作付を行っております。期間満了に伴う再設定で、問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、5番、6番、岩木委員。</p>
6番委員	<p>6番の岩木です。番号5番と6番を同時に行います。5番と6番ですが、利用権設定を受ける者が、同一のため、報告を同時にさせていただきます。1月17日に事務局2名の方と堀田推進委員と私とで現地に出向きまして確認をいたしました。以前に利用権設定がされていたので、再度の利用設定となりますが、期間経過後のため新規の申請になります。</p> <p>継続で耕作されると思われまので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいま3番から6番までの案件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番、4番、5番、6番について承</p>

認することに異議はございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号3番、4番、5番、6番について、承認することに決定をいたします。続きまして、議案第5号、同じでございますが、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、先ほど言いましたとおり、1番、2番について議案としますので、三田委員のご退席をお願いいたします。

= 三田委員 退席 =

議長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借についてのうち、番号1番、2番について、説明させていただきます。

議案書は、2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページになります。

番号1番、2番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明をさせていただきます。

農地の所在地は、峠字横林、同じく八幡原、登記地目は田です。字は別々になっておりますが、1ページの位置図を見ていただければわかるように、隣接の農地となっております。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の1、292平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和5年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものでございます。

地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号1番、2番について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

1番、2番を河井委員、お願いします。

2番委員

2番の河井です。1番ですが三田推進委員と申請人は、親戚のため、また、利用権の設定受ける者が同一であるため、一括して私から説明をいたします。1月15日、三田、土谷両委員、事務局2名と現地確認をいたしました。場所は地図の1ページで、佐

	<p>伯工業団地の入り口の左側方面になります。1月の総会で、峠でプラムを栽培しておられる方が、ソルガム緑肥用ソルゴーという肥料になる作物を作付する申請を三田推進委員が説明いたしました。今回の申請も同様で、3メートルの背丈になる作物のようですが、申請の農地の周りは、地形から見ても別に問題になることはないと思われます。1番と2番は、農地は遊休農地であるため、これも解消にはなりますので、大変よいことだと思います。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>どうもありがとうございました。 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、意見がないようですので、お諮りをします。 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号1番、2番について承認することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、番号1番、2番について、承認することに決定をいたします。 それでは、三田委員、席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝ 三田委員 復席 ＝</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 議案書は、5ページに総括表、6ページに内訳、位置図は4ページ、5ページになります。 初めに、番号15番、農地の所在地は、地御前北三丁目、登記地目は田、面積は1筆の1, 223平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電として利用するための申請でございます。 次に、番号18番、農地の所在地は、吉和字花原山根の第2種農地で登記地目は田、面積は1筆の158平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請ですが、先代が農地転用の手続を行わず、</p>

	<p>既に農地以外の用途として利用していたため、顛末書が提出されております。</p> <p>いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。</p> <p>以上で、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p>
	<p>中山委員が15番、18番は中田委員、お願いします。</p>
5番委員	<p>15番の説明をします。5番の中山です。1月20日に事務局2名と現地調査を行いました。岩本委員におかれましては、その日都合が悪いということで、別日の22日に調査をしております。この物件につきましては、少し高台になっておりまして、太陽光、山に挟まれたところなんですけれども、4ページを見ていただいたらおわかりのように、周辺に農地はもうありませんので、別にこれは他の方に迷惑をかけるということはないと思います。審議をよろしくお願いいたします。</p>
3番委員	<p>3番、中田です。番号18番について説明いたします。</p> <p>12月16日に岡委員と事務局とで現地へ行きました。もうこの家屋が既に建っているということなのですが、私の記憶ではもう50年以上前にこの家は建っていたと思います。ということで、周りの農地も申請者の所有ということで、特に問題はないと思われれます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>地元委員の意見がございました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ご意見ないようですので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申</p>

事務局

請について、議案とします。

事務局から説明をお願いします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。

議案書は、5ページに総括表、7ページ、8ページに内訳、位置図は6ページから9ページになります。

初めに、番号4番、農地の所在地は、玖島字上平谷の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の397平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置き場として利用するための申請ですが、既に整地し、農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出をされております。所有権移転でございます。

次に、番号6番、7番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明をさせていただきます。農地の所在地は、津田字古畑の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の457平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電として利用するための申請です。所有権移転でございます。

次に、番号13番、農地の所在地は、友田字橋桁の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の573平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請ですが、既に整地し、農地以外の用途として利用しているため、始末書が提出をされております。賃貸借権の設定でございます。

次に、番号14番、農地の所在地は、津田字沖横矢の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の1,364平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置き場として利用するための申請で、所有権移転でございます。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと認められます。

以上で、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。

4番、梶原委員、6番、黒田委員、7番、同じく黒田委員、13番、土谷委員、14番、木浦委員、お願いします。

7番委員

7番、梶原です。4番について、ご報告いたします。

1月14日に平尾委員、それと事務局2名とで現地の確認に行っていました。この譲受人は、この土木、建設、大型機械の販売・修理を行っておられる方でございまして、場所は、平谷の

	<p>一番奥で、大峯の麓という所です。この譲渡人とは、いとこ関係であって、もう既に何年も前からここを利用しておられ、始末書も出ております。何も問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いてお願いします。</p>
4 番委員	<p>4 番の黒田です。6 番、7 番について説明します。これは、譲受人が同じでありますので、6 番、7 番を説明します。1 月 1 6 日に事務局と木浦委員と私と 4 名で現地確認をしました。地図は 7 ページです。この 6 番、7 番は地続きになっております。それから、この出口は林集会所の南側になります。道路と川とに挟まれたところで、少し荒れておりましたが、ここでソーラーを設置されても、別に他の農地とかには影響はないと思います。片方は、集会所へついているような形です。別に他の農地には影響ないので、よろしくご審議をお願いします。</p>
土谷推進委員	<p>推進委員の土谷です。番号 1 3 について説明します。1 月 1 5 日に河井委員、職員 2 名とで現地を確認に行きました。位置図は、8 ページにあります。赤いところは今、駐車場になって、数えてみたら白線が引いて 2 4 台止められるようになっておりました。3 0 年ぐらい前は、洋服屋と雑貨屋、それと農協の倉庫が建っていました。2 0 年ぐらい前に農地を舗装されて駐車場にしてあるのですが、現地を確認のとき、既に、駐車場になっておりますので、仕方ありません。この貸付人の自宅が近くにあります。始末書も出ています。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>これは、何十年も前から農地ではなかったのか。</p>
土谷推進委員	<p>前から農地に家が建っていて、3 0 年ぐらい前に壊して、2 0 年ぐらい前から、舗装して駐車場になりました。</p>
議長	<p>説明は一応それで締めてもらって、後で皆さんの意見を伺いましょう。次、木浦委員、お願いします。</p>
1 0 番委員	<p>1 0 番、木浦です。番号の 1 4 番の現地確認の報告をします。1 月 1 6 日、黒田委員さんと事務局 2 名で現場を確認したのですが、地図が 9 ページになります。この地域でいえば、わりと人家があるところで、すぐ右上に津田保育園、佐伯中央病院があって、その上に県道、郵便局があって、県道の右側がすぐ佐伯支所ということです。面積は、1 反 4 畝ぐらいでかなりの面積があります。この事業計画が申請地自体では、あまりはつきりしていなかったため、事務局からも問い合わせをもらったのですが、現場は、既に休耕してかなり経過しているような農地ではないかと思われま。譲受人の父が会社の経営者ということで、その子</p>



	<p>が個人名義で申請されるということです。広島市内の鉄筋加工会社ということで、友和にも工場があるということらしいのですが、何をどれだけ置くかという事業計画が、申請書にも書いてあります。父の事業を承継して事業計画を拡大したいということで申請されています。何をどれだけ置くかということがまだはっきりとしたことが、申請地自体には出ていないということがあるものですから、しかも人家に接しているということです。一応、譲受人が会社経営者の子ということで、恐らく鉄筋の資材を置かれるということになるのではないかと思います。何分、どれだけの資材を、要するに1反4畝ぐらいの土地が必要なのかということがはっきりしないのですが、一応、それなりの会社をされているということで、譲渡人も広島市内で、既に相続されています。もともとは地元の人ではないと思います。もう3代ぐらい前に相続されて広島市内にいますので、土地は何分荒れています。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案7号については、いろいろ難しい状況の箇所もあるようがございますが、一応、地元担当委員の意見が終わりましたので、これにつきまして、皆さんからご意見、ご質問等があればお願いをいたします。</p> <p>土谷委員、これは、大型トラックの駐車場になるのではないですか。あの大きい車が商店街に来るといことになると、近隣へも迷惑をかけるし、半年前に出た議案もトレーラーという大型が同じように出入りしております。これは、どういう駐車場ですか。</p>
<p>土谷推進委員</p>	<p>大型ではないと思うのですが。</p>
<p>議長</p>	<p>大型ではない。</p>
<p>土谷推進委員</p>	<p>以前、2年ぐらい前、他の会社がマイクロバスを止めていた。</p>
<p>議長</p>	<p>前からあのよう、農地を整地し駐車をして、はや何十年ということ。近くの会社も借りていた。</p>
<p>土谷推進委員</p>	<p>その会社の展示会にも使用していた。</p>
<p>議長</p>	<p>周辺は商店街で、今度、県道の歩道を整備します。その関係もあり、大型トラックはこの地域で駐車するのはどうかと思います。</p>
<p>土谷推進委員</p>	<p>大型ではないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>そうですか。他にありませんか。</p> <p>14番の説明も農地までの進路を木浦委員も言っておられましたが、あそこへ入る1反4畝の資材置き場で鉄筋加工したもの</p>

<p>10番委員</p>	<p>を置くと言っても、トラックなど入らないでしょう。あの道を通れますか。</p> <p>あの道自体、2～3トントラックぐらいは入ると思います。ただ、あそこは、カーブがありますから保育園の方から、郵便局の方からでは、曲がり切れません。要するに佐伯支所から保育園を通して現地に入ることしか考えられないですね。地図でいうと、下側にも道があるのですが、これはもう旧街道みたいなことで、とても車やダンプなどが入れる状況ではないです。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ、この14番の土地については、今までも農家の方が、耕作放棄地的のようになっているので、草を刈って、整備してくれという苦情が出ていました。今回この提案があって、資材置き場としてきちんと管理してもらえれば、別に問題ないのですが。</p> <p>この7号について、皆さんのご意見ございませんか。</p> <p>佐伯地域の津田の委員は、現地をよくご存じでしょうが、他の地域の委員は、あまりわからないので、ご質問も出にくいのだろうと思います。ただ、そういうことを地元の委員としては心配をしているような案件の箇所です。</p>
<p>4番委員</p>	<p>この土地なのですが、鉄筋などを運び込むのに大型で出入りするということになったら、保育所もあるし、なかなか進入口が難しいのではないかという気はします。それでも、荒れるよりはいいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>そういうような状況がある箇所の議案でございます。</p> <p>これについて、ほかにご意見ありませんか。</p> <p>意見がないようですので、お諮りをいたしますが、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>厳しい「なし」でございましたが、なしと認め、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第8号非農地証明交付申請についてを議案といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第8号非農地証明交付申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は9ページ、位置図は5ページになります。それと、議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されています議案第8号資料の①もあわせてご覧ください。</p>

	<p>番号356番、農地の所在地は、吉和字花原山根、登記地目は畑で、面積は4筆で504平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第8号 非農地証明交付申請についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。中田委員。
3番委員	<p>3番、中田です。番号356番について説明をいたします。</p> <p>12月16日に岡委員、事務局とともに現地に行きました。現地は、北側は山林で、既にもう現地も山林化しております。農地に戻すことはとても不可能と思われるので、現地は山林にしてもいいのではないかと考えております。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	ただいま説明がございましたが、これについて、ご意見等があればお願いいたします。
12番委員	山林化というよりは、初めから植林して山林にしようと思っていたのではないのでしょうか。これは、畑というか農地になっているほうがおかしいのではないですか。
3番委員	あの辺りがほとんど今のように山林化している。あの当時、植林されたのではないかとされます。
12番委員	これは何らかの理由が欲しいことですが。山林化しており、農地に再利用できないから、非農地にということは、初めから、分かっていることで、おかしいことと思います。
議長	<p>やむを得ないということでしょうが、その他ご意見がないようですのでお諮りします。</p> <p>議案第8号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	異議なしと認め、議案第8号 非農地証明交付申請について、

事務局	<p>非農地である旨を証明することに決定をいたします。      続いて、報告事項に入ります。      報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告をします。      事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明をさせていただきます。      議案書は10ページから12ページ、位置図は4ページ及び10ページから13ページになります。      今月の報告は、令和元年12月11日から令和2年1月10日までの間に受理した5件です。議案の朗読は、省略をさせていただきます。      番号354番、こちら過去に転用届が提出をされております。      続いて、番号357番、農地転用の手続を行わず、既に一部の農地が農地以外の用途として利用していたため、始末書が提出をされております。      いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。      以上で、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いをいたします。      ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。      以上で、議事を終わります。      委員の皆様には慎重にご審議頂きありがとうございました。      次回の第2回農業委員会総会は、3月6日（金）午前10時から廿日市市役所 7階 会議室です。</p>

（閉会午前11時20分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 月 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（ 番委員）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（ 番委員）

\_\_\_\_\_